

消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について

地域防災室

1 はじめに

平成26年7月、第27次消防審議会から「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（以下「中間答申」という。）が出されたことを受け、消防庁は「第27次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について（依頼）」（平成26年7月14日付け消防地第79号消防庁長官通知）を発出し、各地方公共団体に対して消防団の充実強化に向けた取組を依頼しました。

その後、消防庁では、消防団の現状や各地方公共団体の取組状況等の把握を行い、その結果を踏まえ、多くの地方公共団体で2月から3月に開催される各地方議会に向け、当面、重点的・優先的に取り組む必要のある事項をまとめ、「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」（平成26年11月28日付け消防地第153号消防庁次長通知。以下「消防庁次長通知」という。）を発出し、各地方公共団体に対してこれらの事項について取組を行うよう依頼しました。

2 当面の重点取組事項

各地方公共団体が当面、重点的・優先的に取り組む必要のある事項は、消防庁次長通知において都道府県・市町村別にまとめられており、その項目は次のとおりです。

【都道府県】

- ① 消防団協力事業所に対する減税措置等の支援
- ② 高校生の消防活動への理解の促進等

【市町村】

- ① 消防団の装備の改善
- ② 消防団員の報酬の引上げ

- ③ 消防団員の定年年齢の引上げ等に係る措置
- ④ 在勤者・大学生等の消防団への入団に係る条例改正
- ⑤ 消防団活動を実施した大学生等に対する認証制度導入による就職活動支援
- ⑥ 消防団で活動した大学生等の卒業後の消防団活動の継続への配慮
- ⑦ 高校生の消防活動への理解の促進等
- ⑧ 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの早期策定

消防庁次長通知の全文については、以下URLを御参照ください。

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2611/pdf/261128_chi153.pdf

3 大学生等の消防団への加入の促進

消防団員を長期的に確保していくためには若い人材の確保が重要であり、各地域において大学生（専門学校生を含む。）等の消防団員に関する様々な取組が実施されています。その結果、大学生等の消防団員数は、平成18年4月1日現在では1,234人でしたが、平成26年4月1日現在では2,656人となり、年々増加しています。

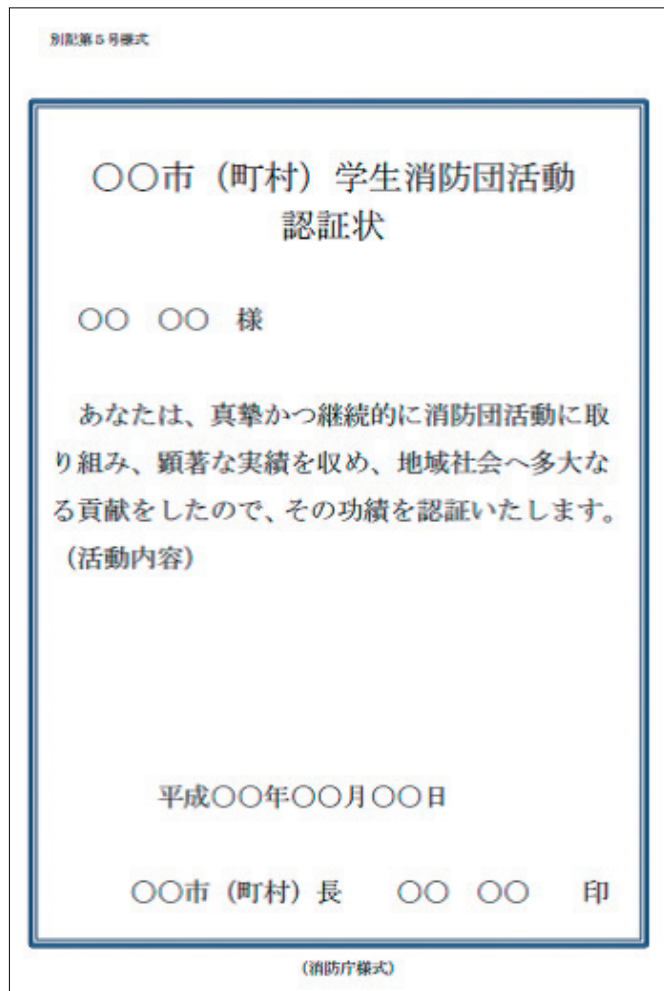
中間答申において、大学生等の加入の促進に当たっては、就職を想定したインセンティブの付与が効果的である旨の提言があったことを踏まえて、消防庁は、消防団に所属する大学生等に対する就職活動支援の一環として、各市町村の取組に資するよう、「〇〇市（町村）学生消防団活動認証制度実施要綱（例）」を定め、消防庁次長通知において示しました。本制度は、市町村が、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等の功績を認

証することにより、就職活動を支援することを目的としています。認証された大学生等には、学生消防団活動認証状（図1）が交付され、また、就職活動時において企業に提出するために学生消防団活動認証証明書（図2）が交付されます。

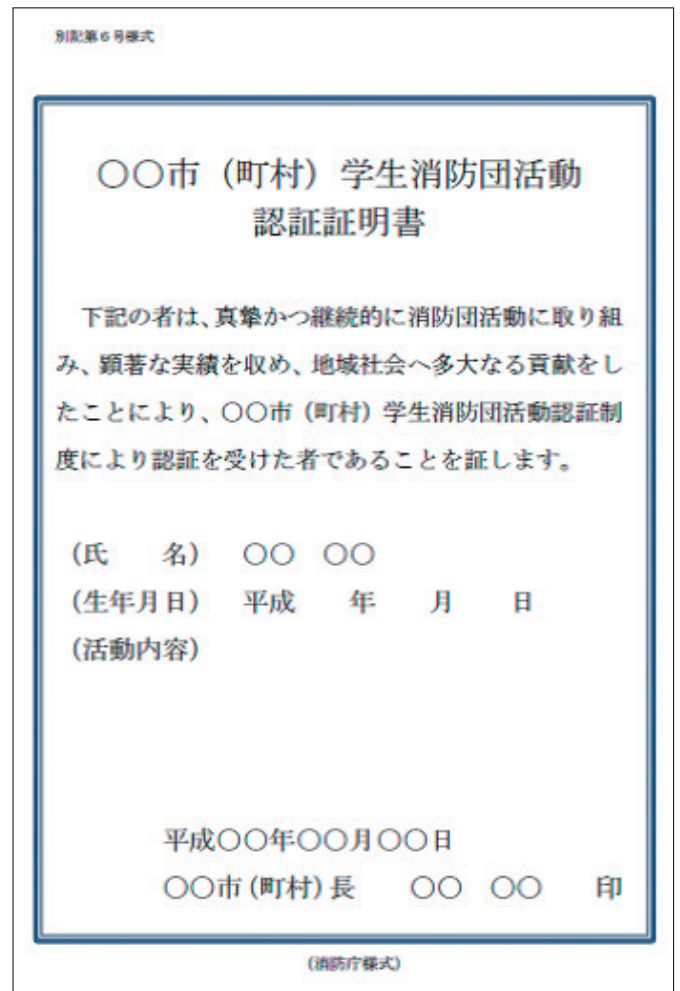
各市町村においては、本制度を参考にして、大学生等が行った消防団活動が就職活動時において積極的に評価されるための取組を実施することが期待されます。また、各企業においては、従業員の採用時において、大学生等から本制度に基づく学生消防団活動認証証明書の提出が

あった場合は、当該大学生等は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたと認証された者であることを踏まえ、採用時において積極的に考慮することが期待されます。

なお、本制度の実施要綱（例）を定めるに当たっては、東京都荒川区において実施されている「荒川区青年社会貢献活動認証事業」を参考にしました。荒川区の当該事業については、本号の先進事例紹介に掲載されていますので御参照ください。



（図1）



（図2）

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561